平成２５年（フ）第８５２号
埼玉県久喜市青葉２丁目９　県営久喜青葉団地６棟407
債務者　出水　拓未
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３号
神奈川県横浜市磯子区栗木１丁目16―16―202
債務者　西山　亮太
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８号
千葉県柏市豊四季台４丁目１―83―508
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９号
千葉県柏市豊四季台４―１―83―508、住民票上の住所東京都荒川区荒川６丁目６―１―803　ウエストヒル町屋・梶原方
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目23―10
債務者　椎名　トク
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６８号
東京都八王子市打越町1109―１―102
債務者　橋口　剛志
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６９号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目２　５―703
債務者　瀧上　　尚
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７４９号
横浜市鶴見区東寺尾中台26番23号　ユナイトステージ東寺尾カルロス103
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４６号
岡山県総社市清音上中島341ー２　コーポもとや101号、住民票上の住所広島県東広島市高屋町宮領1032番地86
債務者　山崎　隆博
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４７号
岡山県総社市清音上中島341―２　コーポもとや101号、住民票上の住所広島県東広島市高屋町宮領1032番地86
債務者　山崎沙央里
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３４号
岡山市南区福富西１丁目５番29号402号
債務者　市谷　義信
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
岡山県赤磐市山陽６丁目２番２―108号
債務者　土井　俊一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５８号
岡山市南区藤田666番地32
債務者　真鍋　広子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７９号
岡山県高梁市南町1940番地４、旧住所岡山県新見市土橋3665番地
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０１号
東京都中野区上高田２丁目３―50―203　高橋方
債務者　渡部　信子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部